

「ハンセン病資料館等運営企画検討会」開催要領

1. 趣 旨

国立ハンセン病資料館（以下「資料館」という。）については、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発の拠点として、展示機能はもとより当該資料館の様々な機能を十分発揮し、活動を円滑に推進すること、諸機能の質を維持しさらに発展していくこと、利用者の幅広いニーズに応え活発な事業展開を行っていくこと等を念頭に、資料館の特性を踏まえた管理運営を実現することが必要である。

また、今後の普及啓発事業の更なる推進を図るため、資料館の管理運営を含む普及啓発事業全般の在り方についての検討も必要である。

このため、学識経験者、資料館関係者、患者団体代表者等の関係者から構成される「ハンセン病資料館等運営企画検討会」を開催し、資料館の年間事業計画をはじめ、普及啓発事業の在り方の検討等を行うものとする。

2. 検討会構成メンバー

- (1) 検討会の構成メンバーについては別添のとおりとし、うち厚生労働省健康・生活衛生局長が指名した1人を座長とする。
- (2) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 検討内容

- (1) 資料館の事業内容
- (2) 資料館の運営のあり方
- (3) その他

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康・生活衛生局難病対策課において行う。
- (2) 本検討会、会議資料及び議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要領に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康・生活衛生局長と協議の上、これを定める。